

無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

- **労働委員会**は、労働者と会社経営者間のトラブルの解決を支援する、専門的で中立公正な**県の行政機関**です。相談の**秘密は厳守**します。
- 労働委員会の委員は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。当日は、**公益委員**(弁護士、社会保険労務士、大学教授)、**労働者委員**(労働団体役員など)、**使用者委員**(会社経営者など)から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。



労働者・
経営者
いずれも
どうぞ！

令和7年度 年間計画

	日	時	開催地・会場（予定）		予約締切（要予約）
令和7年	月例	4月24日(木)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・4月23日(水)正午
	出前	5月13日(火)	18:00~21:00	盛岡市 岩手県労働委員会	・5月9日(金)17時
	月例	5月23日(金)	15:00~16:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・5月22日(木)正午
	出前	6月1日(日)	13:00~16:00	北上市 北上市生涯学習センター	・5月29日(木)17時
	月例	6月25日(水)	15:00~16:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・6月24日(火)正午
	出前	7月6日(日)	13:00~16:00	大船渡市 カメリアホール	・7月3日(木)17時
	月例	7月25日(金)	15:00~16:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・7月24日(木)正午
	出前	8月6日(水)	17:00~20:00	北上市 北上市生涯学習センター	・8月4日(月)17時
	月例	8月22日(金)	15:00~16:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・8月21日(木)正午
	出前	9月7日(日)	13:00~16:00	遠野市 あすもあ遠野	・9月4日(木)17時
	月例	9月19日(金)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・9月18日(木)正午
	出前	10月5日(日)	13:00~16:00	二戸市 二戸市内【調整中】	・10月2日(木)17時
令和8年	出前	10月8日(水)	18:00~21:00	盛岡市 岩手県労働委員会	・10月6日(月)17時
	月例	10月20日(月)	15:00~16:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・10月17日(金)正午
	出前	10月26日(日)	10:00~15:00	盛岡市 アイーナ	・10月23日(木)17時
	出前	11月9日(日)	13:00~16:00	一関市 一関市内【調整中】	・11月6日(木)17時
	月例	11月25日(火)	15:00~16:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・11月21日(金)正午
	出前	12月7日(日)	13:00~16:00	宮古市 宮古地区合同庁舎	・12月4日(木)17時
	月例	12月19日(金)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・12月18日(木)正午
	出前	1月17日(土)	13:00~16:00	奥州市 奥州地区合同庁舎	・1月15日(木)17時
	月例	1月23日(金)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・1月22日(木)正午
	出前	2月8日(日)	13:00~16:00	盛岡市 岩手県労働委員会	・2月5日(木)17時
月例	2月24日(火)	15:00~16:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・2月20日(金)正午	
月例	3月19日(木)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・3月18日(水)正午	

相談会は**予約が必要**(先着順)です。相談を希望される方は、下記予約先にご連絡をお願いします。(予約がある場合のみ開催します。(10月26日を除く))

お問合せ先・予約

岩手県労働委員会事務局
盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル



当委員会ホームページ↑

労働相談なんでもダイヤル



ろうどうでなく
0120-610-797

(平日 9時から17時まで)

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が電話やメールで相談をお受けしております。お気軽に御相談ください。

■労働委員会の特色と主な役割■

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1 労働相談への対応

■ 主な相談事例

(労働者から)
突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(経営者から)
退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決(あっせん)

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となって労使双方の主張をお伺いします。

その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。

もちろん、経営者の方も利用できます。

※公務員の方は一部を除き御利用できません。
(詳しくはお問合せ下さい。)

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会へ申請書の提出が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

【申請書について】

労働委員会事務局にあります。県のホームページからダウンロードもできます。



岩手県労働委員会HP

わんこきょうだい



まずはご相談を！

賃下げ

解雇

雇止め

パワハラ



■ 【参考】 あっせん手続の流れ

あっせん申請

労働者、使用者(経営者)どちらからでも申請できます。

事前聞き取り

双方に聞き取り調査を行います。相手方にあっせんへの参加を働きかけます。

あっせん

あっせん員が双方の主張を聞き、専門的な助言、あっせん案提示等を行い、問題解決を目指します。

※ 現地でのあっせんも可能です。

解決

あっせん手続中、自主的な歩み寄りでの問題解決が図られる例もあります。

打切り

どうしても双方の歩み寄りが困難な場合、相手方があっせんに応じない場合

【お問合せ】

岩手県労働委員会事務局 審査調整担当
〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル3階
電話019-629-6276、6277 (直通)